

森林環境譲与税に係る譲与基準見直しに関する要望

令和元年度に創設された森林環境譲与税については、人口や私有林人工林面積等の客観的な基準により按分して譲与され、令和5年度には全国で500億円が譲与されています。また、来年度には、森林環境税の徴収が始まり、譲与総額は600億円に増額される予定となっています。

こうした中、農林水産省は、令和6年度税制改正要望において、森林整備をより一層推進するため、来年度からの譲与総額の増額に併せて、私有林人工林面積による配分の割合を高めるよう譲与基準の見直しを求めています。

仮に、人口による配分割合を1割減らし、私有林人工林面積による配分割合を1割増やすという見直しが行われた場合、令和6年度は、全国の譲与総額が100億円増額されるにもかかわらず、神奈川県全体の譲与額は10.7億円と、令和5年度の12.4億円を約2億円下回ることとなります。

神奈川県内市町村においては、これまでの譲与額の約9割について、既に活用済又は使途が決定済となっています。さらに、現行の譲与基準をベースとして将来の活用を見込んでいる中で、このような見直しが行われると、市町村における森林整備や木材利用の促進、人材育成などの計画的な取組に大きな影響が生じることとなります。

このため、例えば、譲与総額600億円のうち、増額前の500億円分に係る譲与基準は現行制度を維持し、増額分の100億円に係る譲与基準は私有林人工林面積とするなど、森林整備の一層の推進とともに、木材利用等に取り組んでいる消費地としての都市部への配慮も必要です。

以上の点をご賢察いただき、譲与基準の見直しに当たっては、令和5年度の譲与額の水準を維持し、市町村の計画的な取組に支障が生じることのないよう、慎重な検討を要望します。

令和5年10月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治
神奈川県市長会会長
相模原市長 本村 賢太郎
神奈川県町村会会長
山北町長 湯川 裕司